

一般社団法人 下関観光コンベンション協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、一般社団法人下関観光コンベンション協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を山口県下関市に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、下関市の文化的、社会的、経済的特性を生かし、観光資源の宣伝紹介及びコンベンションの誘致等による観光客の誘致促進を行うことにより、観光事業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光客誘致促進・物産等の紹介宣伝及び観光行事の開催助成事業
- (2) 観光に関する調査研究並びに情報収集・提供
- (3) 観光資源の保存及び開発
- (4) 観光客への利便の提供及び接遇の向上に必要な事業
- (5) 観光事業関係団体及び観光機関との連携及び会員相互の連絡調整
- (6) コンベンションの誘致及び主催者に対する開催支援、広告宣伝、調査研究並びに情報収集
- (7) 旅行業法に基づく旅行業
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとし、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人及び法人その他の団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を援助するため入会した個人又は法人その他の団体
- (3) 名誉会員 本協会に特に功労のあった者で理事会において推薦されたもの

(入 会)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したときまたは会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 本協会が解散したとき

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本協会の定款又は総会の決議に違反したとき
- (3) 会費の納入を3年以上怠ったとき

2 前項により会員を除名しようとするときは、総会においてその会員に弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種別及び開催)

第14条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招 集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決及び定足数)

第 17 条 総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会、議決をすることができない。

3 総会の決議は、総会員の議決権を有する会員が出席し、出席した該当会員の議決権の過半数をもって行う。

4 役員を選任する議案を決議するに際しては、「各候補者ごとに」決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に脱するまでの者を選任することとする。(書面による)

(表決及び委任)

第 18 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席した正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名が記名、押印をする。

第 4 章 役 員 等

(役 員)

第 20 条 本協会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名以上 5 名以内

(3) 専務理事 1 名

(4) 理 事 30 名以上 40 名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む)

(5) 監 事 2 名

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選 任)

第 21 条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 専務理事は、会長が理事のうちから、理事会の承認を得て選任する。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他その理事と一定の特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(職務及び権限)

第 22 条 会長は、本協会を代表し、法令及びこの定款の定めるところの業務を遂行する。

2 副会長及び専務理事は、会長を補佐し、本協会の会務を処理する。

3 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 5 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を監査することができる。
- 6 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 7 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(任 期)

第23条 役員任期は通常総会において選任行為があった日に始まり、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員任期満了するときまでとする。
- 4 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第24条 役員は、総会において総正会員の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。

(報 酬)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問・参与及び相談役)

第26条 本協会に、顧問・参与及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問・参与及び相談役は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問・参与及び相談役は、会長の諮問に応じ、本協会の運営に対し助言を与えるものとする。

第5章 理 事 会

(構 成)

第27条 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権 限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 本協会の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と定めたとき
 - (2) 理事又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき

(招 集)

第 30 条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会会則)

第 34 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 6 章 基 金

(基金の拠出)

第 35 条 本協会は、会員又は第三者に対し基金の拠出を求めることができるものとする。

2 基金の募集、申込、割当、払い込み等の手続については理事会が別に定める。

3 拠出された基金は、本協会が解散するまで返還しない。

4 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及びその方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産目録に記載の財産
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 38 条 本協会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本協会の事業計画、収支予算書については、毎事業年の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 会長は、前項の書類を、直近の通常総会に提出し、報告しなければならない。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認をうけた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、及び第 5 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

(特別会計)

第 41 条 本協会は、必要があるときは、総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 42 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 44 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 本協会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公 告)

第47条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (6) 事業計画及び予算に関する書類
- (7) 事業報告及び決算に関する書類
- (8) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

第11章 雑 則

(委 任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は中尾友昭とする。

附 則

この定款は、平成 27 年登記の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年登記の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年登記の日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年登記の日から施行する。